

半田市生活困窮者住居確保給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第4条第1項に基づき生活困窮者住居確保給付金(以下「給付金」という。)を支給するにあたり、法、生活困窮者自立支援法施行令(平成27年政令第40号)及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給方法等)

第2条 給付金の支給方法等は、この要綱に定めるもののほか、自立相談支援事業の手引き(厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)及び生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「事務マニュアル」という。)に定めるものとする。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、事務マニュアル第7の2に規定する支給要件を満たす者であって、給付金の支給を受けることが必要と市長が認めるものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給にあたり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。